

令和7年度12月追加補正予算（案）概要

- | | |
|-------------------|-----|
| 1. 各会計予算額一覧 | 1 |
| 2. 12月追加補正予算の事業概要 | 2 |
| 3. 繰越明許費 | 3 |
| 4. 参考資料 | 4~5 |



壱岐市

令和7年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	12月追加補正予算額(案)	補正後予算額(案)
一般会計		26,962,051	73,620	27,035,671
特別会計	国民健康保険事業特別会計	事業勘定 診療施設勘定 計	3,308,105 50,260 3,358,365	3,308,105 50,260 3,358,365
	後期高齢者医療事業特別会計	446,292		446,292
	介護保険事業特別会計	保険事業勘定 介護サービス事業勘定 計	3,882,572 30,532 3,913,104	3,882,572 30,532 3,913,104
	三島航路事業特別会計	142,785		142,785
	農業機械銀行特別会計	163,387		163,387
	合計	8,023,933		8,023,933
	一般会計、特別会計の合計	34,985,984	73,620	35,059,604

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	12月追加補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	731,850		731,850
	収益的支出	822,711		822,711
	資本的収入	255,820		255,820
	資本的支出	471,891		471,891
下水道事業会計	収益的収入	394,116		394,116
	収益的支出	403,251		403,251
	資本的収入	151,089		151,089
	資本的支出	198,143		198,143

令和7年度12月追加補正予算の事業概要

【壱岐市総合計画（第4次）における基本目標】
 1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
 2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
 3 未来を育む子育てと学びの島
 4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
 5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
 6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

（単位：千円）

■ 一般会計

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				第4次 総合計画 (政策) (主要施策)	100の 政策	新規 事業	事業内容	所 属 予算書 ページ						
					特定財源														
					国費	県費	地方債	その他											
3 民生費	物価高対応子育て応援手当支給事業	0	73,620	73,620	73,620	0	0	0	0	3-1 3 結婚・子専門機能育て環境を持つ子の充実	●		●事業の背景・目的等 物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のかどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給する。	子育て支援課					
2 児童福祉費					物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金								●事業内容 児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点）を養育する父母等に対して、子ども一人当たり一律2万円を支給する（対象児童には、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む） ・子育て応援手当 72,000千円（20千円×3,600人） ・その他関連事務費 1,620千円	P10~11					
2 児童措置費																			

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰 越 理 由
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	402	R8.5.29	本手当の対象児童が令和8年3月31日までに生まれた新生児であることから、本年度中に支給が完了しないため。
	合 計		402		

令和 7 年度予算 参考資料

(12月追加補正予算)

物価高対応子育て応援手当支給事業

【目的】

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のかどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給する。

【事業費】

(全 体)	73, 620千円	(財源：全額国費10／10)
(1) 物価高対応子育て応援手当	72, 000千円	
(2) その他関連事務費	1, 620千円	

【事業内容】

児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点）を養育する父母等に対して、こども一人当たり一律2万円を支給する。
(対象児童には、令和7年10月1日以降、令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む。)

■給付額：18歳以下の児童1人当たり2万円
(2万円×3, 600人=7, 200万円)

■その他：対象者と思われる世帯を抽出し、1月に通知。
対象要件や振込口座を確認後、給付を実施。